



鳥取県公報

平成 20 年 2 月 29 日 (金)
第 7 9 6 9 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	自動車税の収納の事務の委託 (95) (税務課) 2
	収入証紙の小売りさばき人の届出事項の変更 (96) (指導管理課) 2
	生活保護法による医療機関の指定 (97) (福祉保健課) 2
	特定計量器の定期検査の実施 (98) (くらしの安心推進課) 3
	争議行為を行う旨の予告 (99) (労働雇用課) 3
	土地改良区の定款の変更の認可 (100) (耕地課) 4
	土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定 (101) (〃) 4
	土砂災害警戒区域の指定 (3 件) (102~104) (治山砂防課) 4
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (105) (西部総合事務所県民局) 10
	指定居宅介護支援事業者の廃止 (106) (日野総合事務所福祉保健局) 10
◇ 公 告	放置車両の確認等に関する事務の委託 (警察本部交通指導課) 10

告 示

鳥取県告示第 95 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条の 2 第 1 項の規定に基づき、平成 20 年度における自動車税（平成 20 年 4 月 1 日を賦課期日とするものに限る。）の収納の事務を委託したので、同条第 6 項において準用する同令第 158 条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

平成 20 年 2 月 29 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委託契約の相手方
地銀ネットワークサービス株式会社
株式会社ファミリーマート
株式会社ポプラ
株式会社ローソン
- 2 委託年月日
平成 19 年 11 月 30 日

鳥取県告示第 96 号

鳥取県収入証紙規則（昭和 39 年鳥取県規則第 17 号）第 12 条第 3 項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

平成 20 年 2 月 29 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
61	株式会社山陰合同 銀行鳥取県庁支店	売りさば き場所	鳥取市東町一丁目 220 及び鳥取市立川町六 丁目 176 東部総合事 務所派出内	鳥取市東町一丁目 220	平成 18 年 3 月 31 日

鳥取県告示第 97 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 20 年 2 月 29 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	指定年月日
大山町国民健康保険大山寺診療所	西伯郡大山町大山 145-2	平成 19 年 12 月 31 日

鳥取県告示第 98 号

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 70 号）第 39 条第 1 項の規定に該当する特定計量器以外の特定計量器の定期検査を実施するので、同法第 21 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 2 月 29 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 実施区域
米子市、岩美郡、八頭郡並びに東伯郡湯梨浜町及び三朝町
- 2 実施期間
平成 20 年 4 月 1 日（火）から平成 21 年 3 月 31 日（火）まで
- 3 実施場所
当該特定計量器の所在の場所

鳥取県告示第 99 号

労働関係調整法（昭和 21 年法律第 25 号）第 37 条第 1 項の規定に基づき、鳥取県医療労働組合連合会から争議行為を行う旨の通知があったので、労働関係調整法施行令（昭和 21 年勅令第 478 号）第 10 条の 4 第 4 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 2 月 29 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 事件
 - (1) 賃金引上げ及び夏季一時金の保障に関する件
 - (2) 医師・看護師の確保と離職防止に関する件
 - (3) 成果主義賃金の導入反対に関する件
 - (4) 長時間夜勤・二交代制勤務の導入及び拡大の反対に関する件
 - (5) 賃金・労働条件についての交渉に関する件
 - (6) 国民共同の課題等についての職場・地域での行動の具体化及び労使の共同の強化に関する件
 - (7) 支部・単組独自要求に関する件

- 2 日時
平成 20 年 3 月 14 日午前 0 時以降本事件の解決に至るまでの期間

- 3 場所
次の表に掲げる施設

施 設 名	所 在 地
鳥取医療生活協同組合	鳥取市末広温泉町 252
鳥取県中部医師会立三朝温泉病院	東伯郡三朝町大字山田 690
米子医療生活協同組合	米子市富益町 1128

- 4 概要
3 の各施設の内外において、あらゆる形態の争議行為及びこれに対する妨害排除のための争議行為を単独又は並行して行う。

鳥取県告示第 100 号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、淀江町土地改良区の定款の変更を平成20年2月25日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成 20 年 2 月 29 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第 101 号

湯梨浜町が行う土地改良事業に係る石脇地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成 20 年 2 月 29 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成20年2月29日から同年3月21日まで
- 3 縦覧に供する場所
湯梨浜町役場
- 4 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第 102 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成 20 年 2 月 29 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 (1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称
若桜町
- (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (3) 土砂災害警戒区域の名称
赤松谷川（I-1-1-12-1）、折谷川（I-1-1-12-2）、諸鹿谷川（I-1-1-12-3）、タノミダ谷川（I-1-1-12-5）、内町宮ノ谷川（I-1-1-12-6）、新道谷川（I-1-1-12-7）、カジバ谷川（I-1-1-12-8）、大石谷川（I-1-1-12-9）、桑外谷川（I-1-1-12-10）、上神護谷川（I-1-1-12-12）、寺谷川（I-1-1-12-15）、奥の谷川（I-1-1-12-17）、上ノ山川（I-1-1-12-18）、カナチ川（I-1-1-12-19）、大サコ谷川（I-1-1-12-20）、ジャレノ谷川（I-1-1-12-21）、エン谷川（I-1-1-12-22）、フロヤノ谷川（I-1-1-12-23）、大松

谷川（Ⅰ-1-1-12-25）、西若谷川（Ⅰ-1-1-12-26）、大口谷川（Ⅰ-1-1-12-27）、宮谷川（Ⅰ-1-1-12-28）、財ノ木谷川（Ⅰ-1-1-12-29）、カツラ谷川（Ⅰ-1-1-12-30）、牛ヶ谷川（Ⅰ-1-1-12-31）、初谷川（Ⅰ-1-1-12-32）、寺谷川（Ⅰ-1-1-12-33）、西山谷川（Ⅰ-1-1-12-34）、神直川（Ⅰ-1-1-12-35）、小谷川（Ⅰ-1-1-12-37）、西浦谷川（Ⅰ-1-1-12-38）、大瀬谷川（Ⅰ-1-1-12-41）、家の谷川（Ⅰ-1-1-12-42）、カミヤガ谷川（Ⅰ-1-1-12-43）、横尾川（Ⅰ-1-1-12-45）、下谷川（Ⅰ-1-1-12-46）、堂谷川（Ⅰ-1-1-12-47）、宮ノ谷川（Ⅰ-1-1-12-48）、杉の谷川（Ⅰ-1-1-12-49）、上ノ山谷川（Ⅰ-1-1-12-50）、江浪谷川（Ⅰ-1-1-12-51）、若杉谷川（Ⅰ-1-1-12-53）、蔭山谷川（Ⅰ-1-1-12-54）、家ノ谷川（Ⅰ-1-1-12-55）、糸白見川（Ⅰ-1-1-12-56）、下代谷川（Ⅰ-1-1-12-57）、寺谷川（Ⅰ-1-1-12-58）、一ノ谷川（Ⅰ-1-1-12-59）、中ノ谷川（Ⅰ-1-1-12-60）、中土居ノ谷川（Ⅰ-1-1-12-61）、織立谷川（Ⅰ-1-1-12-63）、羽落谷川（Ⅰ-1-1-12-64）、春米川（Ⅰ-1-1-12-65）、中代谷川（Ⅰ-1-1-12-66）、久曾木谷川（Ⅰ-1-1-12-67）、方ヶ谷川（Ⅰ-1-1-12-68）、高野谷川（Ⅰ-1-1-12-69）、栗尾谷川（Ⅱ-1-1-12-1）、馬場谷川（Ⅱ-1-1-12-2）、畑ヶ谷川（Ⅱ-1-1-12-3）、寺谷川（Ⅱ-1-1-12-4）、大畑谷川（Ⅱ-1-1-12-13）、フキマス谷川（Ⅱ-1-1-12-15）、ショウガ谷川（Ⅱ-1-1-12-16）、家ノ谷川（Ⅱ-1-1-12-22）、矢ノ谷川（Ⅱ-1-1-12-25）、イノ谷川（Ⅱ-1-1-12-26）、神護谷川（Ⅱ-1-1-12-27）、小場奥谷川（Ⅱ-1-1-12-28）、下滝谷川（Ⅱ-1-1-12-29）、オイノ谷川（Ⅱ-1-1-12-30）、此奥谷川（Ⅱ-1-1-12-31）、鍋土谷川（Ⅱ-1-1-12-32）、ウルシ谷川（Ⅱ-1-1-12-33）、栃ヶザコ谷川（Ⅱ-1-1-12-34）、寺谷川（Ⅱ-1-1-12-36）、坂谷川（Ⅱ-1-1-12-37）、蓮道寺谷川（Ⅱ-1-1-12-38）、三倉谷川（Ⅱ-1-1-12-39）、城ノ谷川（Ⅱ-1-1-12-40）、観音堂谷川（Ⅱ-1-1-12-42）、小シラ谷川（Ⅱ-1-1-12-43）、車堂谷川（Ⅱ-1-1-12-44）、ノノコ谷川（Ⅱ-1-1-12-45）、一休谷川（Ⅱ-1-1-12-46）、ウエ山谷川（Ⅱ-1-1-12-47）、堂ノ向谷川（Ⅱ-1-1-12-48）、上土居谷川（Ⅱ-1-1-12-49）、シツ谷川（Ⅱ-1-1-12-51）、アワイ谷川（Ⅱ-1-1-12-52）、小谷川（Ⅱ-1-1-12-53）、ハウノキ谷川（Ⅱ-1-1-12-54）

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり。

2(1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

若桜町

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(3) 土砂災害警戒区域の名称

春米地区（Ⅰ-449）、堂ノモト地区（Ⅰ-450）、淵見地区（Ⅰ-451）、茗荷谷B地区（Ⅰ-452）、屋敷廻A地区（Ⅰ-453）、屋敷廻B地区（Ⅰ-454）、加地土居地区（Ⅰ-456）、中原地区（Ⅰ-457）、下土居地区（Ⅰ-458）、見内地区（Ⅰ-459）、向山地区（Ⅰ-462）、神直地区（Ⅰ-463）、岸野B地区（Ⅰ-465）、浅井地区（Ⅰ-466）、山田町地区（Ⅰ-467）、石屋開地地区（Ⅰ-470）、馬橋ノ元地区（Ⅰ-471）、若桜B地区（Ⅰ-472）、諸鹿地区（Ⅰ-474）、来見野A地区（Ⅰ-475）、来見野B地区（Ⅰ-476）、赤松A地区（Ⅰ-477）、赤松B地区（Ⅰ-478）、馬場A地区（Ⅰ-479）、上高野地区（Ⅰ-481）、西開地地区（Ⅰ-482）、小船地区（Ⅰ-1129）、栃原地区（Ⅰ-1130）、岩屋堂地区（Ⅰ-1131）、屋堂羅地区（Ⅰ-1132）、中村地区（Ⅰ-1133）、小船B地区（Ⅰ-1292）、小船C地区（Ⅰ-1293）、岩屋堂B地区（Ⅰ-1294）、湯原地区（Ⅰ-1295）、屋堂羅B地区（Ⅰ-1296）、春米B地区（Ⅰ-1297）、若桜C地区（Ⅰ-1298）、寺前地区（Ⅰ-1299）、西浦地区（Ⅰ-人工14）、西ノ平地区（Ⅱ-2383）、須澄地区（Ⅱ-2384）、岡地区（Ⅱ-2385）、岸野A地区（Ⅱ-2386）、若桜A地区（Ⅱ-2387）、馬場B地区（Ⅱ-2388）、茗荷谷A地区（Ⅱ-2389）、小船D地区（Ⅱ-2390）、岩屋堂C地区（Ⅱ-2391）、岩屋堂D地区（Ⅱ-2392）、根安地区（Ⅱ-2393）、根安B地区（Ⅱ-2394）、湯原B地区（Ⅱ-2395）、湯原C地区（Ⅱ-2396）、長砂地区（Ⅱ-2397）、屋堂羅C地区（Ⅱ-2398）、寺所地区（Ⅱ-2399）、諸鹿B地区（Ⅱ-2400）、諸鹿C地区（Ⅱ-2401）、馬場C地区（Ⅱ-2402）、寺所B地区（Ⅱ-2403）、

角谷地区（Ⅱ－2404）、三倉地区（Ⅱ－2405）、三倉B地区（Ⅱ－2406）、糸白見地区（Ⅱ－2407）、屋堂羅D地区（Ⅱ－2408）、ハサリロ地区（Ⅱ－3582）、本立地区（Ⅱ－3583）、下クロ地区（Ⅱ－3584）、シヨフケ谷地区（Ⅱ－3585）

（4）土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり。

（「次の図」は省略し、その図面を鳥取県土整備部治山砂防課及び八頭総合事務所県土整備局並びに若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第 103 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成 20 年 2 月 29 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1（1）土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

智頭町

（2）土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

（3）土砂災害警戒区域の名称

米井谷川（Ⅰ－1－1－15－13）、ヒヤケ谷川（Ⅰ－1－1－15－14）、小目谷川（Ⅰ－1－1－15－15）、大目谷川（Ⅰ－1－1－15－16）、堂仏谷川（Ⅰ－1－1－15－17）、荒神谷川（Ⅰ－1－1－15－20）、大町谷川（Ⅰ－1－1－15－21）、櫛谷川（Ⅰ－1－1－15－22）、上新見谷川（Ⅰ－1－1－15－24）、寺谷川（Ⅰ－1－1－15－25）、孫谷川（Ⅰ－1－1－15－26）、波多川（Ⅰ－1－1－15－27）、寺谷川（Ⅰ－1－1－15－29）、惣地川（Ⅰ－1－1－15－30）、見尾谷川（Ⅰ－1－1－15－31）、坂原川（Ⅰ－1－1－15－34）、上岩神谷川（Ⅰ－1－1－15－36）、岩神川（Ⅰ－1－1－15－37）、小又川（Ⅰ－1－1－15－64）、折谷川（Ⅰ－1－1－15－67）、杉ヶ谷川（Ⅰ－1－1－15－68）、長途川（Ⅰ－1－1－15－69）、中ノ谷川（Ⅰ－1－1－15－70）、穂見川（Ⅰ－1－1－15－71）、地福寺谷川（Ⅰ－1－1－15－72）、紺屋土居谷川（Ⅰ－1－1－15－73）、大坪谷川（Ⅰ－1－1－15－74）、慶所奥川（Ⅰ－1－1－15－75）、御崎田川（Ⅰ－1－1－15－77）、長途川（Ⅰ－1－1－15－79）、北谷川（Ⅰ－1－1－15－80）、金谷川（Ⅰ－1－1－15－81）、真鹿野川（Ⅰ－1－1－15－82）、野谷川（Ⅰ－1－1－15－83）、栃木谷川（Ⅰ－1－1－15－84）、宇丹谷川（Ⅰ－1－1－15－85）、立茅ノ谷川（Ⅰ－1－1－15－87）、奥本川（Ⅰ－1－1－15－88）、谷の奥川（Ⅰ－1－1－15－90）、大谷川（Ⅰ－1－1－15－91）、場ヶ谷川（Ⅰ－1－1－15－92）、河津原川（Ⅰ－1－1－15－93）、シコイ谷川（Ⅰ－1－1－15－94）、岡城谷川（Ⅰ－1－1－15－96）、モミジ谷川（Ⅰ－1－1－15－97）、屋並川（Ⅰ－1－1－15－98）、谷ノ奥川（Ⅰ－1－1－15－99）、水島上谷川（Ⅰ－1－1－15－101）、水島下谷川（Ⅰ－1－1－15－102）、早瀬千谷川（Ⅰ－1－1－15－103）、早瀬大谷川（Ⅰ－1－1－15－104）、茗荷谷川（Ⅰ－1－1－15－106）、十日市川（Ⅰ－1－1－15－107）、山田川（Ⅰ－1－1－15－108）、湯の谷川（Ⅰ－1－1－15－110）、牛谷川（Ⅰ－1－1－15－111）、本谷川（Ⅰ－1－1－15－112）、稗谷川（Ⅰ－1－1－15－114）、鳶谷川（Ⅰ－1－1－15－115）、湯谷川（Ⅰ－1－1－15－116）、観音寺川（Ⅰ－1－1－15－117）、梅ヶ谷川（Ⅰ－1－1－15－118）、分谷川（Ⅰ－1－1－15－119）、宇波川（Ⅰ－1－1－15－120）、尾見谷川（Ⅰ－1－1－15－123）、下田上川（Ⅰ－1－1－15－124）、小櫛並川（Ⅰ－1－1－15－125）、不動谷川（Ⅰ－1－1－15－126）、天狗谷川（Ⅰ－1－1－15－127）、水ヶ谷川（Ⅰ－1－1－15－129）、大倉川（Ⅰ－1－1－15－130）、宮谷川（Ⅰ－1－1－15－134）、出岩川（Ⅰ－1－1－15－135）、尾見川（Ⅰ－1－1－15－136）、松尾川（Ⅰ－1－1－15－142）、小目谷川（Ⅰ－1

ー1ー15ー143)、小目谷川(Ⅰー1ー1ー15ー144)、船山谷川(Ⅰー1ー1ー15ー145)、宮ノ谷川(Ⅰー1ー1ー15ー151)、酒屋川(Ⅰー1ー1ー15ー152)、笠木谷川(Ⅰー1ー1ー15ー153)、宮ノ向川(Ⅰー1ー1ー15ー154)、小谷川(Ⅰー1ー1ー15ー155)、半田川(Ⅰー1ー1ー15ー156)、寺土居川(Ⅰー1ー1ー15ー157)、湯谷川(Ⅰー1ー1ー15ー158)、宮塚谷川(Ⅰー1ー1ー15ー159)、有居谷川(Ⅰー1ー1ー15ー160)、老ヶ谷川(Ⅰー1ー1ー15ー161)、寺谷山川(Ⅰー1ー1ー15ー163)、天木川(Ⅰー1ー1ー15ー164)、埴師奥川(Ⅰー1ー1ー15ー165)、サギノス谷川(Ⅰー1ー1ー15ー166)、慶所本谷川(Ⅰー1ー1ー15ー167)、大屋川(Ⅰー1ー1ー15ー168)、タツキ谷川(Ⅰー1ー1ー15ー169)、アナダ川(Ⅰー1ー1ー15ー172)、ホウキ畑川(Ⅰー1ー1ー15ー173)、吉ヶ谷川(Ⅰー1ー1ー15ー174)、惣田川(Ⅱー1ー1ー15ー4)、カナゲ谷川(Ⅱー1ー1ー15ー15)、天木谷川(Ⅱー1ー1ー15ー16)、アシ谷川(Ⅱー1ー1ー15ー17)、上紺屋谷川(Ⅱー1ー1ー15ー18)、イケガサコ谷川(Ⅱー1ー1ー15ー20)、コウネ谷川(Ⅱー1ー1ー15ー21)、一ノ谷川(Ⅱー1ー1ー15ー22)、スミヤサコ谷川(Ⅱー1ー1ー15ー23)、船谷川(Ⅱー1ー1ー15ー24)、ダンザコ谷川(Ⅱー1ー1ー15ー26)、イモン谷川(Ⅱー1ー1ー15ー27)、キヤガ谷川(Ⅱー1ー1ー15ー28)、コイツ谷川(Ⅱー1ー1ー15ー29)、寶途川(Ⅱー1ー1ー15ー30)、市略谷川(Ⅱー1ー1ー15ー32)、スゲ谷川(Ⅱー1ー1ー15ー33)、栃ノ木谷川(Ⅱー1ー1ー15ー35)、水島川(Ⅱー1ー1ー15ー36)、白玉川(Ⅱー1ー1ー15ー37)、スゲ谷川(Ⅱー1ー1ー15ー39)、南出会谷川(Ⅱー1ー1ー15ー40)、北出会谷川(Ⅱー1ー1ー15ー42)、二ノ丸川(Ⅱー1ー1ー15ー43)、小見原谷川(Ⅱー1ー1ー15ー44)、下佛石川(Ⅱー1ー1ー15ー46)、朽ノ市川(Ⅱー1ー1ー15ー47)、西山川(Ⅱー1ー1ー15ー49)、下梨川(Ⅱー1ー1ー15ー50)、沼ノ谷川(Ⅱー1ー1ー15ー51)、北皆地川(Ⅱー1ー1ー15ー52)、下皆地川(Ⅱー1ー1ー15ー53)、一ノ谷川(Ⅱー1ー1ー15ー55)、小茅野川(Ⅱー1ー1ー15ー59)、土師坂川(Ⅱー1ー1ー15ー60)、横根川(Ⅱー1ー1ー15ー61)、目位上川(Ⅱー1ー1ー15ー62)、米井川(Ⅱー1ー1ー15ー67)、大原川(Ⅱー1ー1ー15ー68)、岡田川(Ⅱー1ー1ー15ー69)、一ノ谷川(Ⅱー1ー1ー15ー75)、下田上谷川(Ⅱー1ー1ー15ー76)、小屋ノ谷川(Ⅱー1ー1ー15ー77)、牛房途川(Ⅱー1ー1ー15ー78)、西山川(Ⅱー1ー1ー15ー79)、榎木谷川(Ⅱー1ー1ー15ー80)、寺谷川(Ⅱー1ー1ー15ー81)、新見谷川(Ⅱー1ー1ー15ー82)、小鳥見川(Ⅱー1ー1ー15ー83)、原ノ谷川(Ⅱー1ー1ー15ー84)、粕谷川(Ⅱー1ー1ー15ー85)、カミノ谷川(Ⅱー1ー1ー15ー86)、松ノ木川(Ⅱー1ー1ー15ー87)、梅ノ木川(Ⅱー1ー1ー15ー88)、古屋谷川(Ⅱー1ー1ー15ー89)、宇塚谷川(Ⅱー1ー1ー15ー90)、早瀬北谷川(Ⅱー1ー1ー15ー91)、下山田谷川(Ⅱー1ー1ー15ー92)、鳥ノ上川(Ⅱー1ー1ー15ー93)、赤谷川(Ⅱー1ー1ー15ー94)、口谷川(Ⅱー1ー1ー15ー95)、長ヶ谷川(Ⅱー1ー1ー15ー96)、大塚谷川(Ⅱー1ー1ー15ー98)、桑村川(Ⅱー1ー1ー15ー99)、後谷川(Ⅱー1ー1ー15ー100)、タブノキ川(Ⅱー1ー1ー15ー101)、酒銭田川(Ⅱー1ー1ー15ー102)、梅ノ木谷川(Ⅱー1ー1ー15ー103)、西谷川(Ⅱー1ー1ー15ー104)、池田川(Ⅱー1ー1ー15ー105)、荒神谷川(Ⅱー1ー1ー15ー106)、白玉川(Ⅱー1ー1ー15ー107)、奥谷川(Ⅱー1ー1ー15ー108)、ミソギ谷川(Ⅱー1ー1ー15ー110)、東谷川(Ⅱー1ー1ー15ー111)、下ヲドロ谷川(Ⅱー1ー1ー15ー112)、長途谷川(Ⅱー1ー1ー15ー113)

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり。

2(1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

智頭町

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(3) 土砂災害警戒区域の名称

坂原地区(Ⅰー538)、惣地地区(Ⅰー539)、新見A地区(Ⅰー540)、新見B地区(Ⅰー541)、口波多地区(Ⅰー542)、宇波地区(Ⅰー544)、本折地区(Ⅰー545)、河原町地区(Ⅰー546)、山根A地区(Ⅰー547)、久志谷地区(Ⅰー548)、山根B地区(Ⅰー549)、中山根地区(Ⅰー550)、穂見地区(Ⅰー551)、木原地区(Ⅰー552)、横田地区(Ⅰー553)、天木A地区(Ⅰー554)、天木B地区(Ⅰー555)、山田地区(Ⅰー556)、大坪地区(Ⅰー557)、早瀬A地区(Ⅰー558)、中土居地区(Ⅰー559)、半田地区(Ⅰー560)、早瀬B地区(Ⅰー561)、

土居ノ瀬戸地区（Ⅰ－562）、水島地区（Ⅰ－563）、野原地区（Ⅰ－564）、大背地区（Ⅰ－565）、栃本地区（Ⅰ－567）、奥本地区（Ⅰ－568）、早野地区（Ⅰ－569）、宮ノ本地区（Ⅰ－571）、五月田地区（Ⅰ－572）、下西地区（Ⅰ－573）、下西A地区（Ⅰ－574）、奥西地区（Ⅰ－575）、工屋地区（Ⅰ－576）、上市場B地区（Ⅰ－578）、上河合地区（Ⅰ－584）、木ノ下地区（Ⅰ－586）、鍛屋地区（Ⅰ－588）、尾見地区（Ⅰ－589）、尾見A地区（Ⅰ－590）、中原地区（Ⅰ－593）、天狗谷地区（Ⅰ－594）、福原B地区（Ⅰ－595）、福原地区（Ⅰ－596）、樽見地区（Ⅰ－597）、樽見C地区（Ⅰ－598）、上ノ山地区（Ⅰ－599）、上小茅野地区（Ⅰ－601）、大倉谷地区（Ⅰ－602）、惣地B地区（Ⅰ－1310）、古屋地区（Ⅰ－1313）、宮ノ本B地区（Ⅰ－1314）、守屋地区（Ⅰ－1317）、尾見B地区（Ⅰ－1318）、五月田C地区（Ⅰ－1319）、豊乗寺地区（Ⅰ－1320）、持雲寺地区（Ⅰ－1322）、酒屋地区（Ⅰ－1323）、大坪A地区（Ⅰ－1324）、小又裏地区（Ⅰ－1325）、杉の香団地地区（Ⅰ－1326）、口波多B地区（Ⅰ－1328）、天木C地区（Ⅰ－1329）、下西B地区（Ⅰ－1330）、河津原地区（Ⅰ－1331）、樽見B地区（Ⅰ－1333）、河原町地区（Ⅰ－人工 25）、長途地区（Ⅰ－人工 26）、山根地区（Ⅰ－人工 27）、香音寺地区（Ⅰ－人工 28）、栃本地区（Ⅰ－人工 29）、米井地区（Ⅰ－人工 30）、夏明地区（Ⅱ－2453）、穂見B地区（Ⅱ－2457）、岩神地区（Ⅱ－2458）、大津江地区（Ⅱ－2459）、竹美地区（Ⅱ－2460）、沖代地区（Ⅱ－2461）、新見C地区（Ⅱ－2462）、山根C地区（Ⅱ－2463）、口波多C地区（Ⅱ－2468）、出合地区（Ⅱ－2469）、清水途地区（Ⅱ－2470）、梅ヶ谷口地区（Ⅱ－2471）、家ノ元地区（Ⅱ－2472）、白玉地区（Ⅱ－2473）、宇波地区（Ⅱ－2474）、宇波B地区（Ⅱ－2475）、宇波C地区（Ⅱ－2476）、宇波D地区（Ⅱ－2477）、三田地区（Ⅱ－2478）、三田B地区（Ⅱ－2479）、三田C地区（Ⅱ－2480）、能座地区（Ⅱ－2481）、岡田地区（Ⅱ－2482）、穂見C地区（Ⅱ－2483）、穂見D地区（Ⅱ－2484）、穂見E地区（Ⅱ－2485）、天木D地区（Ⅱ－2486）、長瀬地区（Ⅱ－2487）、長瀬B地区（Ⅱ－2488）、石田A地区（Ⅱ－2489）、石田B地区（Ⅱ－2490）、紺屋土居A地区（Ⅱ－2491）、紺屋土居B地区（Ⅱ－2492）、横田B地区（Ⅱ－2493）、紺屋土居C地区（Ⅱ－2494）、大坪E地区（Ⅱ－2495）、山田A地区（Ⅱ－2496）、山田B地区（Ⅱ－2497）、十日市A地区（Ⅱ－2498）、十日市B地区（Ⅱ－2499）、大谷地区（Ⅱ－2500）、樋口地区（Ⅱ－2501）、下土居地区（Ⅱ－2502）、早瀬C地区（Ⅱ－2503）、竹ノ内地区（Ⅱ－2504）、ホウ途地区（Ⅱ－2505）、松ノ木地区（Ⅱ－2506）、堂ノ前地区（Ⅱ－2507）、市略谷上地区（Ⅱ－2508）、長通り地区（Ⅱ－2509）、梅ノ木谷地区（Ⅱ－2510）、下夕壺反地区（Ⅱ－2511）、後谷地区（Ⅱ－2513）、桑村谷地区（Ⅱ－2514）、本谷前地区（Ⅱ－2515）、酒銭田上地区（Ⅱ－2516）、倉元地区（Ⅱ－2517）、三百田地区（Ⅱ－2518）、栃本地区（Ⅱ－2519）、夏長地区（Ⅱ－2520）、早野C地区（Ⅱ－2521）、宮ノ本C地区（Ⅱ－2522）、宮ノ本D地区（Ⅱ－2523）、下西D地区（Ⅱ－2524）、東宇塚地区（Ⅱ－2525）、東宇塚B地区（Ⅱ－2526）、東宇塚C地区（Ⅱ－2527）、下西E地区（Ⅱ－2528）、下西F地区（Ⅱ－2529）、河津原地区（Ⅱ－2530）、河津原B地区（Ⅱ－2531）、水島地区（Ⅱ－2543）、二ノ丸口地区（Ⅱ－2547）、大馬場瀬地区（Ⅱ－2548）、大ノ田地区（Ⅱ－2549）、小馬場瀬地区（Ⅱ－2550）、出岩地区（Ⅱ－2551）、山木地区（Ⅱ－2552）、尾崎地区（Ⅱ－2554）、下小茅野地区（Ⅱ－2555）、下沼ノ谷地区（Ⅱ－2556）、上沼ノ谷地区（Ⅱ－2557）、下梨地区（Ⅱ－2558）、庭ネエ地区（Ⅱ－2559）、奥神社地区（Ⅱ－2560）、楠並口地区（Ⅱ－2561）、温江下地区（Ⅱ－2562）、温江上地区（Ⅱ－2563）、念仏岩地区（Ⅱ－2564）、松尾地区（Ⅱ－3586）、茗荷谷地区（Ⅱ－3587）、上皆地地区（Ⅱ－3588）、段地区（Ⅱ－3594）、白玉B地区（Ⅱ－人工 2003）、野原C地区（Ⅱ－人工 2004）、名引地区（Ⅱ－人工 2005）、樽見D地区（Ⅱ－人工 2007）、坂原地区（Ⅱ－人工 2008）、上山木地区（Ⅱ－人工 2009）

（４）土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり。

（「次の図」は省略し、その図面を鳥取県土整備部治山砂防課及び八頭総合事務所県土整備局並びに智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第 104 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成 20 年 2 月 29 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 (1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

八頭町

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(3) 土砂災害警戒区域の名称

芦屋川 (I-1-1-11-1)、栗ヶ谷川 (I-1-1-11-2)、百石谷川 (I-1-1-11-3)、深谷川 (I-1-1-11-5)、小別府谷川 (I-1-1-11-6)、尾谷川 (I-1-1-11-7)、徳丸谷川 (I-1-1-11-8)、徳丸谷川 (I-1-1-11-9)、樞谷川 (I-1-1-11-10)、湯谷川 (I-1-1-11-11)、北山谷川 (I-1-1-11-12)、志谷川 (I-1-1-11-13)、津無谷川 (I-1-1-11-14)、野口谷川 (I-1-1-11-15)、日田谷川 (I-1-1-11-16)、奥ノ谷川 (I-1-1-11-17)、中島左谷川 (I-1-1-11-18)、中島右谷川 (I-1-1-11-19)、東一谷川 (I-1-1-11-20)、中川谷川 (I-1-1-11-22)、後谷川 (I-1-1-11-23)、久保谷川 (I-1-1-11-24)、寺谷川 (I-1-1-11-25)、伊呂宇谷川 (I-1-1-11-27)、伊呂宇谷川 (I-1-1-11-28)、鎮守谷川 (I-1-1-11-29)、豊ノ谷川 (I-1-1-11-30)、宮ノ谷川 (I-1-1-11-31)、西谷川 (I-1-1-11-32)、日下部谷川 (I-1-1-11-33)、寺谷川 (I-1-1-11-34)、上日下部谷川 (I-1-1-11-35)、下日下部谷川 (I-1-1-11-36)、高宮谷川 (I-1-1-11-37)、宮ノ谷川 (I-1-1-11-38)、法ノ谷川 (I-1-1-11-39)、稗谷川 (I-1-1-11-40)、妻鹿野谷川 (I-1-1-11-41)、上中谷川 (I-1-1-11-43)、下中谷川 (I-1-1-11-44)、下用呂谷川 (I-1-1-11-45)、下中用呂谷川 (I-1-1-11-46)、大谷川 (I-1-1-11-47)、茂谷川 (I-1-1-11-48)、綾木谷川 (I-1-1-11-49)、宮寺谷川 (I-1-1-11-50)、赤坂谷川 (I-1-1-11-51)、徳丸谷川 (I-1-1-11-52)、樞谷川 (I-1-1-11-53)、稗谷川 (I-1-1-11-54)、下中谷川 (I-1-1-11-55)、大谷川 (I-1-1-11-56)、寺谷川 (I-1-1-11-57)、茂谷川 (I-1-1-11-58)、中ノ谷川 (I-1-1-11-59)、オツカ谷川 (I-1-1-11-60)、徳丸下谷川 (II-1-1-11-2)、西山谷川 (II-1-1-11-3)、日田中谷川 (II-1-1-11-4)、上三浦谷川 (II-1-1-11-6)、下三浦谷川 (II-1-1-11-7)、東奥野谷川 (II-1-1-11-9)、伊呂宇谷川 (II-1-1-11-11)

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり。

2 (1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

八頭町

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(3) 土砂災害警戒区域の名称

安井宿B地区 (I-432)、小別府A地区 (I-433)、小別府B地区 (I-434)、竹市地区 (I-435)、才代地区 (I-436)、段方地区 (I-437)、佐崎地区 (I-438)、三浦地区 (I-439)、東地区 (I-440)、鍛冶屋地区 (I-441)、下徳丸地区 (I-442)、北山地区 (I-443)、中地区 (I-444)、志谷地区 (I-445)、小島地区 (I-446)、日田地区 (I-447)、野口地区 (I-448)、新興寺地区 (I-1125)、富枝地区 (I-1126)、稗谷地区 (I-1127)、大江H地区 (I-1277)、大江I地区 (I-1278)、清徳地区 (I-1288)、赤坂地区 (I-1289)、小別府C地区 (I-1290)、安井宿C地区 (I-1291)、皆原地区 (I-1543)、中島地区 (I-1544)、横田地区 (I-1545)、三山口A地区 (I-1546)、日下部地区 (I-1547)、安井宿A地区 (II-2376)、奥野地区 (II-2377)、茂谷地区 (II-2378)、三軒屋地区 (II-2379)、下徳丸B地区 (II-

2380)、三浦 B 地区 (Ⅱ-2381)、柿原地区 (Ⅱ-2382)、三山口 B 地区 (Ⅱ-3581)

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり。

(「次の図」は省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び八頭総合事務所県土整備局並びに八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第 105 号

特定非営利活動促進法 (平成 10 年法律第 7 号) 第 10 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第 2 項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第 10 条第 1 項第 1 号、第 2 号イ、第 5 号、第 7 号及び第 8 号に掲げる書類は、平成 20 年 4 月 19 日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成 20 年 2 月 29 日

鳥取県西部総合事務所長 上 場 重 俊

1 申請のあった年月日

平成 20 年 2 月 19 日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人大山・南部・奥日野観光事業推進機構

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

野口 智弘

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

西伯郡伯耆町大原 414-1

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、大山及び南部、日野郡周辺の地域観光資源に対して、観光産業に従事する人材の育成に関する研修会、観光情報の調査研究、体験プログラムの作成、情報の提供等に関する事業を行い、大山、南部、日野郡及び周辺地域の観光事業の高度化、来訪者の満足度の向上を図り、地域の文化、観光事業の推進をおこない、地域産業の活性化に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第 106 号

介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 82 条の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から指定居宅介護支援の事業を廃止した旨の届出があったので、同法第 85 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 2 月 29 日

鳥取県日野総合事務所長 原 豊

氏名 (名称及び代表者の氏名)	住所 (主たる事務所 の所在地)	居宅介護支援事業を行 っていた事業所の名称	居宅介護支援事業を行 っていた事業所の所在地	廃止年月日
江府町 町長 竹内敏朗	日野郡江府町大字 江尾 475	江府町居宅介護支援事業 所	日野郡江府町大字江尾 2088-3	平成 20 年 2 月 1 日

公 告

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の8第1項の規定に基づき、放置車両の確認等に関する事務（以下「確認事務」という。）を次の放置車両確認機関に委託したので、同法第51条の12第1項の規定により公告する。

平成 20 年 2 月 29 日

鳥取警察署長 永 田 一 也

- 1 放置車両確認機関の名称
富士総合警備保障株式会社
- 2 主たる事務所の所在地
鳥取市秋里405-1
- 3 確認事務を行う区域
鳥取警察署の管轄区域
- 4 確認事務を行う期間
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで